

著作権——皆さんはどのくらい理解しているでしょうか。小説、音楽、マンガ、映画、美術、コンピュータプログラム……。私たちの生活の身近なところに著作権は存在します。分かっているようで意外と分かっていないのが著作権。とくに、特許などの産業財産権を扱う方々は、産業財産権法を理解しているがゆえにかえって陥りやすい過ちもたくさんあります。



なかがわ

な) このセミナーでは、私たちが理解している産業財産権と比較しながら著作権制度をみていきます。アシスタントのチョッキー君と一緒に分かりやすく解説していきましょう。

ち) はじめまして！ アシスタントのチョッキーです。質問や指摘、ボケやツッコミ(?)をバンバンやっていくので、よろしくお願いしまーす！



チョッキー

な) はい、どうぞよろしくね。

## 1. 著作権って誰のモノ？

本稿は**著作権フリー**です。発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

な) じゃ、チョッキー、早速だけど、著作権って誰が持つ権利だと思う？

ち) う〜んと……。それは創作した人でしょ。ナチュラリストだっけ？

な) それじゃ、自然主義者になっちゃうなあ。「自然人」と言いたいわけね？うん、特許や意匠なら、自然人である発明者や創作者に「特許を受ける権利」「意匠登録を受ける権利」があるからね。確かに、個人が絵を描いたり、音楽を作曲したり、小説を書いたりした場合は、著作権を有するのはその個人である自然人となるね、とりあえず正解！！

ち) でしょ (エッヘン) ! でも、どうしてとりあえずなの？

な) 著作権制度には、『職務著作』という規定があるんだよ。これが、“とりあえず正解”の理由。

ち) 職務著作う〜??? 職務発明なら知ってるよ。著作物を創作した人が会社の従業員だったら、著作権の実施権を会社が持つってことでしょ。

な) すごい! ずいぶん勉強してるじゃない。でも、残念ながら、それだと不正解。職務発明と同じルールなら著作権は従業員が有するということになるよね。

ち) 従業員が創作したんだから、著作権は従業員が持っていて当然でしょ!

な) そこそが職務発明と職務著作の違いなんだ! まずは、職務発明からおさらいしてみようか。

作った人の  
もんでしょ。



な)職務発明に該当する発明をした従業者は、まず特許を受ける権利を有するよね。そのうえで、その従業者が特許を取得した場合は、使用者等が通常実施権を有するというのが第1のルール(特許法第35条第1項)。  
もし使用者等が特許を受ける権利を継承して出願したような場合、従業者は「相当の対価」を受ける権利を有するというのが第2のルール(特許法第35条第3項)だったよね。

チ)「相当の対価」は知ってるヨ。  
有名な裁判があったよね。え〜と、「青色ダイダイ事件」だけ?

な)ズルッ! 「青色発光ダイオード事件」(原審東京地判H16. 1.30、控訴審知財高裁和解 H.17. 1.11) ね。和解で8億4000万円を相当の対価と判断した事件だよ。ほかにも有名なのが、「人口甘味料事件」(東京地判 H16. 2.24)。こちらでは約1億9000万円が相当の対価として判決で認定されたんだ。しかし、職務著作の場合は「相当の対価」が問題になることはないんだよ。

チ)どうして〜?

な)職務著作に該当すると使用者等が著作者になるからなんだ。  
そして、使用者等が法人だったりしたら、著作者は自然人ではなくて法人になるってこと。

チ)えっ? 実際に著作物を創作していたとしても、著作者になれないの?

な)そのとおり。職務著作は著作権法15条に規定されているよ。



条文

#### 第15条(職務上作成する著作物の著作者)

1. 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

な)このように、職務著作の著作者は、実際に著作物を作成した従業者ではなくて、使用者等が著作者になるというルールなんだ。「いったん、従業者が著作者になって、そのあと著作権や著作者人格権が使用者等に移転する」ということでもないから、ここは注意してね。この15条の条文では、従業者が著作物を「創作する」といわないで、「作成する」と規定している点もポイント。従業者には権利が全く発生しないんだよ。

チ)従業者にとってはなんにもいいことがないヨ。やる気なくなる〜。

な)残念だけどね……。もちろん、「契約」や「勤務規則」などによって、従業者が著作者となり、著作権を会社に移転するような取り決めを行うことができるから、その従業者がいないと会社が成り立たないような場合には、その旨、規定すればいいということだね。

チ)う〜ん、いまいち納得いかないけど、職務発明と違うのは分かったヨ。



## 2. 職務著作って、ナニ？

な)それじゃ、どんなものが職務著作に該当すると思う？

ち)職務で創作した著作物ってことじゃないの？

な)それじゃあ、職務著作を言い直したただけだよ……。じゃあ、著作権法第15条1項を整理してみよう。ちゃんと条件があるんだよ。

重点

### 職務著作となる条件（コンピュータプログラム以外）

- ① 法人その他使用者の発意に基づいた著作物であること。
- ② その法人（使用者）等の業務に従事する者が職務上作成した著作物であること。
- ③ その法人（使用者）等が自己の著作の名義のもとに公表する著作物であること。



ち)①と②は職務発明っぽいけど、③の条件はナニ？

な)例えば、文章の場合は実際に書いた従業者の名前ではなくて会社名で公表するとか、テレビ番組のクレジットには著作者を表す「制作」として会社名を表記したりしているよね。ちなみに、NHKを見ていると、「制作・著作 NHK」と書いてあるでしょ。あれは、制作＝著作者も、著作＝著作権者もNHKだってことを意味してるんだよ。

ち)ふ～ん。でも、ナカガワセンス、「いったん、従業者が著作者になって、そのあと著作権が使用者等に移転するということはない」ってさっき言ってたじゃない？

な)うん！？

ち)③の条件は使用者の名前で公表されて初めて職務著作になるんでしょ。

だったら、NHKの番組は放送されるまでは実際にその番組を作った従業者の権利だよな！ NHKが著作者ってことなら「いったん、従業者が著作者になって、放送された時に著作者が使用者等に変わる」ってことでしょ？ つまり、著作権が動いたことになるんじゃない？

な)うう、見かけによらずスルドい！ 確かに、そう考えるのも無理はないか。

ち)「見かけによらず」は余計だッ！ 今回はボクのほうが正しいでしょ。

な)残念ながら「公表する著作物」というのは「公表を予定する著作物」であれば足りると解することが通説になっていて、職務著作が争われた「新潟鉄工事件」でも同様に判示されているんだよ。だから、公表時点で「権利が移転する」ことも「著作者が変化する」こともないんだ。著作者という地位が動いて、それに伴って著作権や著作者人格権と一緒に動く、なんてことは絶対ないんだよ。

ち)確かに著作者や著作権を持ってる人がコロコロ変わったら困るけどさ……。

ムカツ！



## 「新潟鉄工事件」(東京高判S60.12.4)

本事件では、公表されることのないプログラムを作成するうえで補助的に記述されるワーキング・ペーパーなどの著作物について、その著作権の帰属が争われた。裁判所は「その法人等が自己の著作の名義のもとに公表するもの」には、公表は予定されていないが、仮に公表されるとすれば法人等の名義で公表されるものも含まれると解するのが、少なくともコンピュータ・プログラムやその作成過程におけるワーキング・ペーパーに関する限りワーキング・ペーパーの後述の性格上、やはり相当といわなければならないと判断している。

な) まだ、微妙に納得してないって感じだね。

チ) ちょっと、混乱してるー。

な) では、「職務発明」と「職務著作」を分かりやすくまとめてみよう。

## 職務発明と職務著作の比較

職務発明		職務著作
特許法第 35 条	条文	著作権法第 15 条
①その性質上、当該使用者等の業務範囲に属する発明であること。 ②その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在または過去の職務に属する発明であること。	条件	本文参照：条件①～③。 ただし、③については、プログラムに関しては不要。また、「実際の公表」は不問。
使用者等は、職務発明について従業者等が得た特許権について通常実施権を有する（すなわち、従業者等が特許を受ける権利を有する）。	結果	その法人等（使用者）が、著作者となる（すなわち、従業者はなんら権利を有さない）。
職務発明については予約承継可。	契約条件	その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと。



次号のテーマは……

**プログラムの職務著作**と**職務著作の該当要件**です。



そこで問題です。  
他人に著作物の作成を指示し、かつ、作成の対価を支払った場合、その著作物は職務著作に該当し、その発注者が著作者となる？



※解答は p.83



著者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 3-7-8  
ランディック第2虎ノ門ビル5階  
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki  
URL : <http://www.ks-df.com/>  
E-mail : [ksdesign55@hotmail.co.jp](mailto:ksdesign55@hotmail.co.jp)